

ARIBから のお知らせ

新年のごあいさつ

社団法人 電波産業会
会長 那須翔

明けましておめでとうございます。

年頭にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

会員の皆様には、平素から当会の事業に対しまして格段のご支援、ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

お蔭さまで昨年も当会の主要な業務である通信・放送分野における電波利用システムに関する調査・研究・開発業務、照会相談業務等の普及啓蒙事業、標準規格の策定業務、周波数変更対策業務等のいずれも順調に推進することができました。

これもひとえに総務省をはじめ関係団体及び会員の皆様方のご支援、ご協力の賜物であり、あらためて深く感謝する次第でございます。

さて、昨年の当会を取りまく環境を顧みますと、通信関係においては、第三代移動通信システムの加入者が1,000万加入を超え、第2世代から第3世代への移行が進展するとともに、無線LAN・無線アクセスが普及いたしております。放送関係におきましては、地上テレビジョン放送のデジタル化を円滑に推進するための当会の周波数変更対策業務も、関係機関のご協力を得て順調に遂行することができ、昨年12月から東京、大阪、名古屋の3大広域圏で地上デジタルテレビジョン放送が開始されております。

電波利用システムに対するニーズは、携帯電話に加えて無線LAN、ITS、RFID、情報家電等ますます高度化かつ多様化してきておりますが、今後はワイヤレスブロードバンド環境の構築に向けた取り組みが重要な課題となっております。こうした社会の要請に応えるための新しい電波利用システムを迅速に研究開発し標準化することや、これに伴う電波の環境問題を調査研究し周知していくことは、ますます重要なことになってきております。また、三大広域圏でサービスが開始された地上デジタルテレビジョン放送の平成18年全国サービス開始に向けて、周波数変更対策業務の迅速かつ適切な推進が求められています。

このような状況を踏まえまして、本年も総務大臣指定の「電波有効利用促進センター」及び「指定周波数変更対策機関」として当会に課せられた事業を積極的に展開して参りたいと存じますので、会員の皆様方の一層のご支援、ご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様方のますますのご発展とご多幸を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

電気通信・放送行政の動き

ソフトウェアで機能を切り替える無線設備に係る 基準認証制度のあり方に関する意見の募集

総務省では、電波法の技術基準に係る無線設備の特性を、ハードウェアの変更なし

にソフトウェアの変更により切り替えることが可能な機能を有する無線設備（いわゆるソフトウェア無線設備）に対応した基準認証制度のあり方について検討を開始することといたしました。

1 検討の背景

無線に関する技術革新に伴い、無線設備の“パソコン化”が進展し、変調方式、空中線電力等の電波法の技術基準に係る無線設備の特性を、ハードウェアの変更なしに、ソフトウェアの変更により切り替えることが可能な機能を有する無線設備（ソフトウェア無線設備（SDR））に関する技術開発が進められている。（SDR：Software Defined Radio）

総務省は「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）において「ソフトウェア無線技術を利用した無線設備について、ソフトウェア無線技術の研究開発動向を見極めつつ、当面実用化が見込まれるものについて、技術基準適合証明の方法等を検討し、必要に応じ措置を講じる」とされた。

諸外国においても、ソフトウェア無線設備に対応した基準認証制度の検討が進められており、米国の連邦通信委員会（FCC）は2001年9月、不正改造等に対するセキュリティを確保する条件でソフトウェア無線の認証を可能とする制度を導入している。

ソフトウェアで無線設備の特性を切り替えることができれば、ハードウェアの取り替えなしに新サービスへのバージョンアップや無線を使った端末の遠隔修理等が可能になり、無線設備の取扱いにおける柔軟性・利便性が飛躍的に向上すると期待される。

一方、ソフトウェアで無線設備が容易に改造できることになれば、ソフトウェアの改ざんやコンピュータウイルスを撒き散らす無線設備の出現により、無線設備の電波の質が変更される等、他の無線設備に対する混信妨害の危険性が增大する。このため、混信等を未然に防止し電波の能率的な利用を図るという観点から、ソフトウェア無線設備のセキュリティ問題への対応が求められる。

このため、総務省は、ソフトウェア無線設備について、当面実用化が見込まれるものを対象として、基準認証制度の方法等を検討することとしたものである。

2 意見等を募集

本件に関しては、意見等の募集が行われております。

なお、詳細については、http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031215_3.html を参照して下さい。

（連絡先）

総合通信基盤局電波部電波環境課

担当：山口課長補佐、伊藤係長

電話：（代表）03-5253-5111

（内線：5908）

（電話）03-5253-5908

（FAX）03-5253-5914

トラヒックからみた我が国の通信利用状況（平成14年度）

総務省は、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）に基づき、第一種電気通信事業者から電気通信サービスに係るトラヒックデータの報告を求めており、去る12月12日に、平成14年度報告のトラヒックデータを取りまとめ、発表しました。

概要は、次のとおりです。

この資料は、電気通信事業報告規則に基づき、各第一種電気通信事業者より提出された平成14年度（平成14年4月1日～平成15年3月31日）の加入電話、I SDN、携帯電話、PHS、国際通信の利用状況報告について、集計・分析を行い取りまとめたものです。

1 平成14年度のポイント

- ・契約数は、固定系（加入電話・I SDN）は減少傾向（対前年比0.8%減、6,060万加入）が続いているが、携帯電話は依然として増加（対前年比9.0%増、7,859万人）
- ・国内音声サービス全体のトラヒックは、通信時間で12.5%の大幅減。
- ・NTTグループ・NCC別にトラヒックをみると、国内固定通信では、NTTが大幅減であるのに対して、NCCは健闘。携帯電話については、シェアはほとんど変化なし。

2 相互通信状況

- ・総通信回数は（対前年度比4.4%減）、総通信時間（対前年度比12.5%減）とも減少。
- ・総通信回数の内訳では、固定⇒固定は9.2%減、移動⇒4.9%増、総通信時間の内訳では、固定⇒固定は20.2%減、移動⇒移動は5.8%増となっている。
- ・総通信回数におけるシェアでは、移動通信へのシフトが続いている。
- ・固定⇄固定（平成13年度58.1% → 平成14年度55.1%）
- ・移動⇄移動（平成13年度23.4% → 平成14年度25.7%）

（連絡先）
 総合通信基盤局料金サービス課
 担当：野水課長補佐、本田専門職
 電話：（代表）03-5253-5111
 （内線：5842）
 （電話）03-5253-5842
 （FAX）03-5253-5448

相互通信状況（通信回数・通信時間）

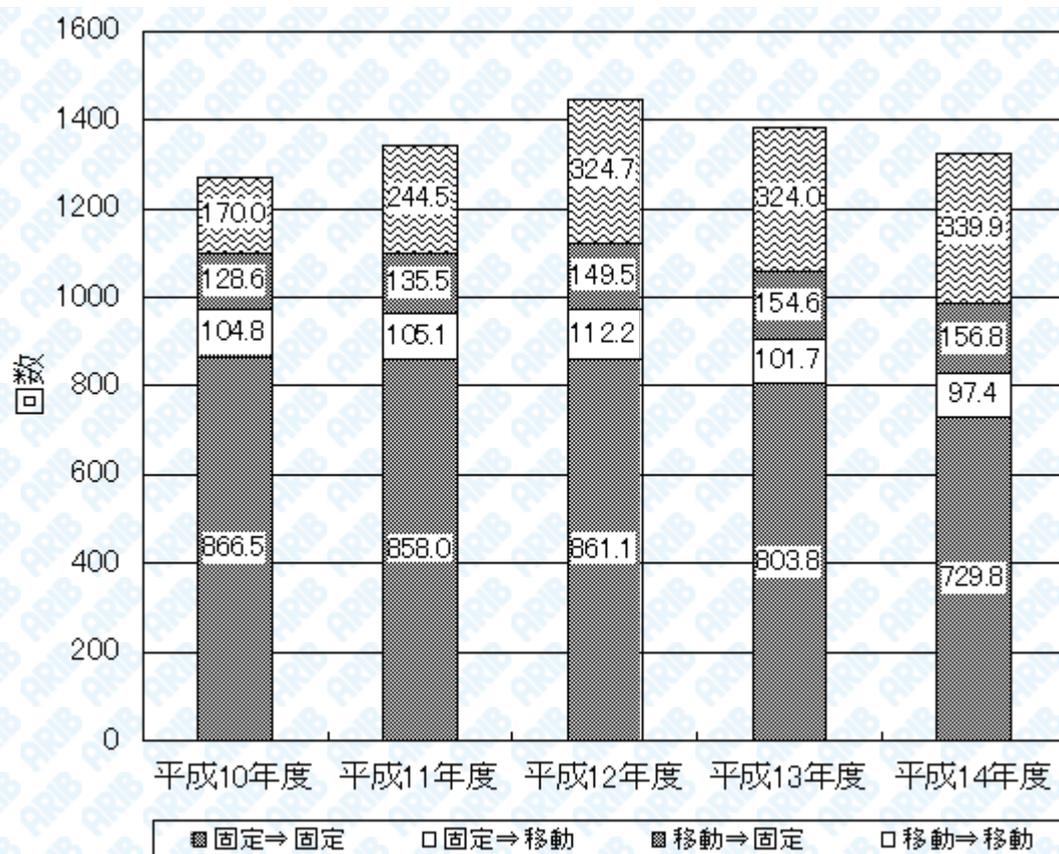
（単位：億回）

[単位：百万時間]

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
総通信回数	1,270	1,344	1,447	1,384	1,324
対前年度比	1.9%	5.8%	7.7%	▲4.4%	▲4.3%
総通信時間	[5,411]	[6,151]	[7,027]	[6,566]	[5,750]
対前年度比	8.2%	13.7%	14.2%	▲6.6%	▲12.5%
固定⇒固定	866.5	858.0	861.1	803.8	729.8
（全体比）	68.2%	63.9%	59.5%	58.1%	55.10%
固定⇒移動	104.8	105.1	112.2	101.7	97.4
（全体比）	8.3%	7.8%	7.8%	7.3%	7.4%
移動⇒固定	128.6	135.5	149.5	154.6	156.8
（全体比）	10.1%	10.1%	10.3%	11.2%	11.80%
移動⇒移動	170.0	244.5	324.7	324.0	339.9
（全体比）	13.4%	18.2%	22.4%	23.4%	25.7%

相互通信回数の推移

（単位：億回）



なお、詳細については、http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031212_3.html を参照して下さい。